

令和元年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和元年 6月21日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	大江 寿	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
2番	村上 謙武	8番	安部 大助	14番	遠藤 義光
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	15番	池田 信博
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	16番	福田 晃
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春		
6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一		

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	河北 尚夫
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	村上 和久
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西洋 二
会計管理者	渡部 誠	危機管理室長	齋藤 和幸
財政課長	石田 寛弥	総務学校教育課長	池田 茂良
税務課長	濱田 勉	社会教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 里恵子	布施支所長	竹本 久
福祉課長	中林 眞	五箇支所長	金坂 賢一
保健課長	平田 芳春	都万支所長	田中 順子
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
商工観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明	財政課長補佐	日野 利幸

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

議事の経過

**○議長（米澤壽重）**

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 一 般 質 問**

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方式と、一括方式との選択制としています。また、質問時間は答弁を含み60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いをいたします。

なお、一般質問は行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものがありますので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はされないようお願いいたします。

また、再質問は質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いをいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

始めに、5番：村上 三三郎 議員

**○5番（村上三三郎）**

おはようございます。一般質問を行います。

私は、二つの事について質問いたしますが、まず始めに、「子どもの医療費無料化の拡大」についてです。

先の知事選挙で丸山達也氏が島根県知事に当選されました。丸山知事に祝意と敬意を表明いたします。

知事の選挙公約の中に「しまね子育てトータル支援プラン」と称する政策が掲げられ、「結婚支援、妊婦ケア・産後ケアの充実、若い子育て世帯の負担軽減策の拡充、保育所・学童保育の待機・潜在的待機解消、保育人材を確保するため保育士、幼稚園教諭に対する労働環境改善と処遇見直し」を県予算により支援を行うこととしています。

その上で「最低でも島根県すべての自治体で暮らす小学生までが負担する医療費を無料にします」と無料化の拡大を公約しておられます。

これらの公約は現在、全てが政策として確定されていないものがあるかも知れませんが、現状での町長のお考えをお示しいただきますよう、次の点について質問をいたします。

質問 1、この知事の公約の実現を期待しますが、当町の結婚支援等の施策の実態と県に要望する内容をどの様に予定しておられますか。

質問 2、県の財政的な支援に併せて、当町の支援も必要だと思いますが、対象者の要望を聞いて対応する用意がありますか。

### ○番外（町長 池田 高世偉）

皆さん、おはようございます。

ただ今の、村上三三郎議員の分割質問一点目、「子育て支援」についてのご質問にお答えします。

まず、一点目の「結婚支援等の施策の実態と県に要望する内容の予定について」であります。第1回定例会において本年度の施政方針の中で述べさせていただきましたように、町の未来を担う子どもたちが、地域の中で伸び伸びと成長され、また、誰もが安心して子育てができる町を目指し、各種施策に取り組んでいるところでございます。

「島で結婚推進事業」などの結婚支援、妊婦健診、妊婦訪問、新生児訪問、乳児健診などの産前・産後支援、子育て世帯に対する町独自の負担軽減策など、切れ目のない丁寧な支援はもとより、保育士をはじめとする福祉人材確保策として「福祉施設職員就労支援助成金」を今年度から新たに設けるなど、子育て環境の更なる充実に努めているところでございます。

議員ご質問の知事の「選挙公約」につきましても、それが県の施策として実際に示された際に、十分な情報収集を行い、本町の課題を踏まえた上で、要望事項を検討してまいりたいと考えております。

二点目の「子どもの医療費無償化の県の財政的な支援に併せた当町の支援は」についてでございますが、本年度の「施政方針」で申し上げましたとおり「よかったが響くまち 隠岐の島」の実現のためには、子育てしやすい環境の整備が重要であると考えているところでございます。また、子育て支援策を着実に実施していくことが人口減少の歯止めにつながるものとも考えております。

現在、本町におきましても、結婚・出産、そして乳幼児から高校卒業まで、総合的な子育て支援を行っているところであります。本町が実施しております「子ども等医療費助成事業」

は、県の乳幼児等医療費助成制度に町独自事業として上乘せする形で自己負担の軽減を図っております。

議員ご質問の「子どもの医療費無償化」についてであります。今後、県の支援策等が示された後に、町としてどのように対処するか、検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○5番（村上三三郎）

ご答弁いただきました。

子育て支援の実施は、人口減少の歯止めになる、つながるとの認識は多くの町民の要望に沿うものだと思いますので、県との連携の下で着実な実施を期待します。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

議員おっしゃるとおり、先ほども申し上げましたように人口減少に確実につながるものと思っておりますし、町長就任時から申し上げているとおり「生まれて良かった」と、言うことを感じていただける町づくりのためにも、子育て政策をもっと更に、県と連携しながら充実して行きたいと考えております。

#### ○5番（村上三三郎）

二点目、「公営の合葬墓の整備」について質問いたします。

新聞報道によると、複数の人の遺骨を一緒に納める公営の合葬墓が大都市圏で急増しているとのことでした。

合葬墓が急増する背景には「2025年問題」があります。いわゆる団塊世代、1947年から1949年生まれの人達が75歳以上になる年です。

人口問題研究所の推計では、1975年と比較すると、高齢化率は7.9%から2025年には30%に急増するとしています。日本人の年間死亡者は70万人から151万人に急増し、一方で世帯の構成人数は減り、2025年は総世帯に占める1人世帯は37%、夫婦のみの世帯は21%となる見通しです。団塊世代が高齢化し、墓のあり方が問い直される時代となっています。

大阪市の合葬墓には、各地からの視察者が増え、市の担当者は「地方でも、墓を守れないケースが増えるのではないかと指摘しているところでした。

隠岐の島町でも、人口減少と高齢化が進み、個人の墓を維持管理することが困難となっている世帯が増えています。

私は、町公営の合葬墓を要望する多くの町民の声を聞いています。

質問ですが、町公営の合葬墓の整備について、町長の所信を質します。

**○番外（ 町長 池田高世偉 ）**

村上三三郎議員の分割質問二点目、「公営の合葬墓の整備」についてのご質問にお答えします。

先祖を敬う気持ちを忘れずにお墓を守っていくことは、私たちの務めであり、これからもその思いを大切にしていかなければなりません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、墓地を管理する方の高齢化、また町内に管理する方がおられない等の理由により、止む無く改葬あるいは神社・寺院で永代供養を希望する方が、近年増えてきていると伺っております。

現在、町営で合葬墓の設置をする考えは持っておりませんが、今後の地域社会の情勢を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**○5番（ 村 上 三 三 郎 ）**

ご答弁いただきました。

現在は公営合葬墓を考えていないとのことですが、町民の意向を調査の上、対応されることが必要だと思います。改めて、町長の所信を質します。

**○番外（ 町長 池田高世偉 ）**

先ほど私がお答えをいたしましたように、そういった住民の皆さんのご要望、ご意見を踏まえて社会情勢を注視してまいりたい。また、先ほど申しましたように、神社・寺院での永代供養という形もございます。そういった関係者の方のご意向もございます。いきなり、町で合葬墓を造りますというような段階には無いという風に理解いただきたいと思います。

**○5番（ 村 上 三 三 郎 ）**

終わります。

**○議長（ 米 澤 壽 重 ）**

以上で、村上 三三郎 議員の一般質問を終わります。

次に、8番：安部 大助 議員

**○8番（ 安 部 大 助 ）**

本日2番目の質問者となりました「安部大助」です。

今回は「教育旅行の誘致」に関してお伺いします。

近年の本町における観光入込客数について、島根県が作成している「島根県観光動態調査」によると、平成28年の14万人をピークに平成29年では約12万人となっており、更に平成30年では10万人と減少傾向にあり、観光基軸のまちづくりを進めている本町にとっては苦しい状

況であり、抜本的な施策の改革と改善が急がれると思います。

そのような中、交流人口の拡大や観光振興につながることから、長年注目されているのが「民泊型修学旅行」を中心とする教育旅行の誘致です。

教育旅行とは小・中高校の修学旅行や郊外学習、野外活動を指しており、観光振興は勿論、農業や漁業などの第一産業の推進や、地域経済の活性化につながることから多くの自治体が誘致し、あるいは誘致に向けて方策を検討しております。

我が町の教育旅行については、既に平成15年から平成16年に誘致活動がなされ、平成18年に受入れを開始し、平成24年までは3校から7校の受入れがなされましたが、平成25年は0校となり、平成26年から平成30年までは1校となっております。当初に比べると少なくなっているのは明らかでございます。

PRを始めた頃は、多くのメリットを考え、まち全体で取り組んでいた重要施策だったと思っております。しかし、実際に受入れてみると、時期が5月から6月に集中することで民泊事業者や関係者の負担が大きく、地元自治体の教育旅行誘致への熱意が落ち、それ以来、PR、営業など誘致活動を行われなくなっているのが現状です。ある意味、宙に浮いた状態が何年も続いているように感じます。

しかし、こうした状況の中、我が町は世界ジオパークに再認定され、中核拠点施設の整備も始まっていることから、よりジオパークを活用した商品開発が進むことが予測され、各学校から旅行先として選定される可能性は高まっています。

第2次観光振興計画の基本施策にも学校誘客事業として学校等に直接出向き、観光PR、誘客活動などと書かれております。それを達成するために、また、今後の観光振興を考える上で、行政、観光協会、関係者が一丸となって教育旅行誘致に向け行動を起こすべきと感じます。

そこで、町長にお伺いします。

教育旅行誘致について、町長はどのように認識しておられるのか、また、教育旅行について今一度議論をし、誘致に向けて進めていくべきと考えますが、町長の考えをお聞かせ下さい。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、安部議員の「今後の教育旅行誘致」についてのご質問にお答えいたします。

一点目の「教育旅行誘致への認識」についてであります。本町も民泊体験をメインにした修学旅行の受入れを平成16年度の1校49名を皮切りに、ピーク時の平成20年度には、関

西の中学校を中心に7校1,092名の修学旅行生を受入れてまいりました。しかし議員仰せのとおり、来島時期が春季に集中すること、また、島でございますので荒天時の対応に併せ、最大の売りにしていた民泊の受入れ体制の負担感と共に弱体化していったことが、この活動が衰退していった大きな要因であったように認識しております。

二点目の「教育旅行誘致に向けて進めていくべきと考えるが、町長の考えは」についてですが、今後につきましては、島外の協力者からのご意見としても、修学旅行の再考についてのご提案も伺っておりますので、できるだけ自然体でジオパークを中心とした、本町らしい素材を提供しながら、民間事業者の経済活性につながっていき、また長続きする方法を模索しながら、実施に向け関係機関と協議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ○8番（安部大助）

ただ今、答弁をいただきました。

その中で、この教育旅行の衰退していった経緯等は町長の答弁のとおりだと思います。今後、実施に向けて協議をしていくということですが、再度お聞きしたいのが、この教育旅行について町にどういったメリットがあるのか、その辺も含めてこの教育旅行の重要性を町長はどのように認識されているのか、その辺をもう一度、お聞かせ願いたいというのと、今までこの教育旅行については、民泊型を中心に行ってきております。

今後、協議を進める上で、民泊、その辺の体制について、私は先ほども申しましたように民泊をすることにより多くのことが得られることから、今後もこの民泊型の教育旅行を進めていくべきだと思いますが、その辺の町長の考え、この二点をお聞かせください。

### ○番外（町長 池田高世偉）

最初の質問、メリットについてでございますが、勿論、先ほどお答えをいたしましたように民間業者の経済の活性につながるもの、これが一番でございます。また、小中学生、高校生、教育修学旅行というものについては、お出掛けいただいた子ども達自身の体験にもなりますし、このことによって隠岐を知ってもらい、また隠岐を広く認識していただき、周りの方にも伝えていただけるような体験にはなるんであろうなという風には思っております。またそういったサービスをしていくことが、我々の仕事ではないかと思っております。

現在も修学旅行、東京の開成高校とか、実際に行政が関わらない教育旅行業者のお力添えで、現在も40名なり、今年開成高校58名という風に、民間の立場でもやっております。

安部大助議員のご質問は、もっと更に民間と一体となって行政も誘致に努めるべきだとい

う風に理解しておりますので、そういった形で進めて行くんですが、以前のように、民泊親和会100名を抱えていた組織がほとんど崩壊状態にあります。これを改めて構築するというのには大変時間も必要でございます。

また、組織体制の整備はしていかなければならないと思うのですが、それも考えながら、やはり民泊が売りであった事は今後も活かしますが、当面、体験という先ほど申し上げました、民泊でない企画でありながらも体験を中心として、ジオパークもですが、この我が町の自然を活かした体験を中心とした教育旅行誘致、また隠岐の島のみならず、ある学校につきましては、出雲大社からそのまま隠岐にお出掛けいただいたというような事例も、メニューもありますので、こういった教育旅行業者にこれら本土の関連地も含めて、隠岐の島をPRしていくことも大事ななという風に考えております。

## 〇8番（安部大助）

答弁いただきました。

少し私が期待していた「民泊を進めていく」という答弁かなと思ったんですけども、現状を見ますとなかなか直ぐにはできないということでもありますけども、やはり、学校側からのメリットを考えますと、ある調査では学校側としては、この民泊での交流、体験を通じて学生達のコミュニケーション能力を向上していく、あるいは民泊によって泊まっている方々とのふれあいと一緒に体験をしていくというメリット、そういった物がある中で、時間が掛かるかも知れませんが、今後、民泊をしっかりと整備していかないといけないかなと思っております。

その辺は町長も、「時間は掛かるけども」という答弁ですが、その中で今後進める上で、2018年度から施行になりました「民泊新法」というものもあります。その上で、関係業者との協議も必要ではありますが、民泊を受け入れてくれる方々もそういった法の下でしっかりと申請等をしていただいて、それで収入も得てもらおうということも私は必要だと思っておりますけども、その辺は町長、今後の協議の中で、私は申請等の事もすべきと思っておりますけども、その辺のこの考えがあればお聞かせ願いたいと思っております。

もう一つ、町長の答弁の中で「今後、協議をして行く」ということですが、先ほど言うように、この教育旅行の体制作りには本当に時間が掛かると思います。やはり、スピード感を持って進めていくべきではないかと思う中で、今年度中からでもその協議を進め、そして来年度あるいは、再来年度に向けて体制を整えて、誘致をして行くという風にスピード感を持って進めていくべきと思っておりますけども、その協議をいつ頃する考えなのか、そして

どの辺でしっかり誘致をしていく考えなのか、もし考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

#### ○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

民泊についてでございますが、私も平成19年、20年に担当として関西の中学校を回らせていただきました。また、この頃の「民泊親和会」のほうに入ってはおりませんでしたが、大勢の人数の中で私の方も修学旅行生を受け入れて楽しんだこともございます。また、その子どもたちも隠岐で民泊したことを大変喜んでいただいたという体験もございますので、教育旅行には必要なメニューであるとは思っております。

ただ、申し上げますように、修学旅行、教育旅行というのは数の問題もあります。そして相手校とのマッチングの問題もあります。こういった問題について解決していかなければならない事はたくさんありますが、決して「民泊は止めましょう」と言う考えは無い訳でありまして、進めていくために今後、どうしていくかという風に考えてます。答えになってないかも知れませんが、そして町内事業者との協議については、やはり改めて今まであった体験の素材のメニュー作りをきちんとしていただかないと、教育旅行会社にも売っていきませんので、一般観光と違って教育旅行に対するメニュー作りを改めてやっていければなと思っております。

スピード感を持ってという部分であります。早速、先ほど申し上げました島外協力者につきまして8月に現役の先生も踏まえて、一回隠岐に出掛けたいという言葉をしていただいておりますので、そういったところから、実際の事例が8月にございますので進めていければなと思っております。

「民泊新法」の活用については、それが広がれば当然、拡大していかなければならない、またそれについての支援は出来る限りのことはさせていただきたいと思っております。

#### ○8番（ 安部 大助 ）

終わります。

#### ○議長（ 米澤 壽重 ）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

次に、2番：村上 謙武 議員

#### ○2番（ 村上 謙武 ）

事前通告しております、「離島漁業再生支援交付金事業、いわゆる漁業集落の会計書類不備の問題対応」について一般質問をします。

今年3月の定例会において、平成25年度、26年度の離島漁業再生支援事業（隠岐の島町漁業集落）の会計資料等を精査した結果、「証拠書類の不備なものや国の会計検査受検のために作成されたと思われる書類が2年間で97件あった。」との町長より答弁がありました。

また、「関係資料の確認に相当の時間を要しており、適正に実施されたと確証が持てない、あるいは確認ができない事業の取り扱いについては、県本庁及び隠岐支庁と協議を進めている。」との答弁内容でありました。

本町の役場水産振興係が担当する交付金事業で再び発覚した会計処理問題に対して、3月定例会での町長答弁等を踏まえ、この問題に対する具体的な対応や対処方針などについてお伺いします。

一点目でございますが、平成25年度26年度の漁業集落事業執行に於いて、適正に実施されたと確証が持てない、あるいは確認ができないと判断された97件の事業について、県本庁・隠岐支庁とどのような協議を行ったのか。また、その協議内容を踏まえ、今後、町として具体的にどのように対処し問題解決を図っていくつもりなのか、町の対処方針を伺います。

二点目、町長は3月定例会答弁の中で「職員による調査にも限界がある。」と職員による内部調査の限界を認めております、かつ、「確証を得るための方策、真実を知るための手段を考察しているところである。」とも述べています。

そのように町長自身が認識しているのであれば、次にやるべきことは刑事訴訟法第239条第2項の規定に則して捜査機関へ告発することであり、町としての責任と義務を果たすためにも、公正な立場で真相解明に尽力する姿勢を示すことが不可欠であるといえますが、町長の見解を伺います。

三点目、平成29年11月に免職となりました前会計担当職員は、平成25年度から28年度までの4年間にわたり、金額合わせとしか考えられない虚偽の実施状況の資料を作成し、それらの資料を県に提出するとともに、隠岐の島町漁業集落に対しては虚偽の決算書を作成し報告を行ってきました。

このことは、交付金事業における重大な背信行為であり、業務上の虚偽公文書作成罪及び公金の業務上横領罪に該当する重大な違法行為であります。

前担当職員が犯したこれらの違法行為に対して、町として改めてどう対処するのか、町長の考えをお聞かせください。

以上、三点について町の対処方針並びに町長の見解をお伺いします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、村上謙武議員の「離島漁業再生支援交付金事業（漁業集落）の会計書類不備の問題対応」についてのご質問にお答えします。

まず前段のところでお答えしますが、国から求められていた平成25年度、26年度において27年度、28年度と同様の着服という事実の有無につきましては、私どもの調査の中では、「確証を得ることはできなかった。」ということ、県を通じ国に報告したところでございます。

その調査の過程で判明した、平成25年度及び26年度離島漁業集落支援事業の関係書類及び会計処理等についてでございますが、島根県及び水産庁へ書類等を提出し協議しております。また先般5月27日、28日に実施された会計検査においても、平成25年度、26年度事業について説明を求められたところでございます。

結果といたしましては、私どもの調査結果をはじめ、関係書類全てを会計検査院に持ち帰られ調査官自ら検証するとともに、結果を踏まえ水産庁とも対応について審議することとあります。

現在まで、調査官からの連絡はありませんが、水産庁との協議もございますので、その結果を受け真摯に対応していきたいと考えております。

二点目の捜査機関への告発についてでございますが、従来より申し上げておりますとおり、町として告発することは考えておりません。

三点目の前職員に対する町としての対応についてでございますが、平成27年度、28年度に関しては、既に着服金全額が返還されており、また、社会的制裁も受けたことを踏まえ、更なる対処は考えておりません。

平成25年度、26年度につきましては、先ほど申しましたとおり、現在、国において会計検査院と水産庁との検証、審議がなされており、その結果を待っての対応になると考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

## ○2番（村上謙武）

ただ今の町長の答弁を受けまして、再質問をいたしたいと思っております。

まず一点目の、町長は答弁の前段で「平成27年度、28年度と同様の着服という事実の有無については、私どもの調査の中では確証を得ることはできなかったと、県を通じて国に報告したところである」という風な答弁でありましたけど、確かに現在、会計検査院の検査を受検し、その検査作業が行われているところですが、元々証拠書類が不備な帳簿類を提出して、この会計検査を受けている状況ですので、当然に書類の不備や改善すべき点をいろいろと指

摘されることは当初から分かっていることであり、また水産庁の担当者は実施された事業が、当該交付金事業として認められるか否かのその判断ができません、証拠書類不備の事業に対して、それらが不正な私的流用にあたるか、着服に該当するといったような犯罪行為に関する判断や、指摘をすることは不可能なことであるという事も容易に判断されることとなります。

そこで、確証を得ることはできなかったということですので、改めて二点ほど再質問を行います。

27年度、28年度の使途不明金問題が発覚した時に会計担当者に対して、いろいろ調査をして最終的に3つの団体の交付金、補助金の中で約2,857万円着服したということを確認させて、全額返還させたという。これを行っております。

であるならば、今回同じような事例が見られる平成25年度、26年度の事業に対して町はいかなる調査を行ったのか。

一点目ですが、今回改めて平成25年度、26年度の会計処理について前担当職員から詳細な聴き取り調査を行ったのかどうか。

二点目ですが、漁業集落の当時の役員・関係者から聴き取り調査を行ったのかどうか、そして漁業集落と連携を図りながら事業実施等についての細かな確認作業を行ったのかどうか。25年度、26年度についてです。この二点について、お答えください。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

25年度、26年度の調査について関係職員との調査を行ったかという点については、関係職員全員についてきちんと調査をさせていただきました。一点、漁業集落関係者との作業につきましても、事業に関連ある該当の方々との調査、協議をしたということでございます。

#### ○2番（村上謙武）

私が再質問で聞いている要点は、平成25年度、26年度の会計処理に対して前担当職員、免職となった。現在、隠岐の島町に居りません。その方に対して詳細な事情を聴取した上で確証が得られなかったという状況なのか。それをしないで確証が得られないということを町長は申しておられるのか、その辺を確認したいということで再質問をした訳です。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

前担当職員、既に役場職員ではございませんが、調査はしておりません。

#### ○2番（村上謙武）

前担当職員、出納を担当しておりましたが、町長からその職員に対する調査はしていない

ということです。当然、確証を得ることはできないだろうということは納得できました。

次に、二点目の質問に対する再質問をいたします。

捜査機関への告発についてという質問に対して、町長答弁は「従来より申し上げておりますとおり、町として告発するつもりはありません。」ということです。この「従来より」ということは、おそらく平成27年度、28年度の使途不明金問題で告発云々と言った時の質問に対する考えだと思いますけど、今回は25年、26年度に関して私は告発すべきでないかという趣旨の質問をしております。

というのは、さっきも申し上げましたとおり、質問でもありますように「刑事訴訟法」というのが定められております。言うまでもなく、「公務員がその職務を行うことにより犯罪があると思料するとき、告発をしなければならない。」という、これは義務規定ですよ。

これは、町長や執行部の皆さんはよく理解されておられるのではないかと。ですから今回の、このケースはまさにこの法律に規定する犯罪が疑われるケースではないかということで、町は当然、告発する義務があるのではないかと、そう確信できるので町長に質問をしたところであります。にも拘わらず、告発をしないということは逆に町長自らこの法律の規定を守ろうとしていないのではないかと、そういう疑いを持ってしまうところであります。

そこで、もう一つ地方公務員法第29条 第1項 第2号に「公務員の懲戒規定」があります。「地方公務員が職務上の業務に違反し、また職務を怠ったことになる場合は懲戒の事由に該当する。」という規定もあります。今回、私が思うには告発をするという職務上の業務を怠っているのではないかという風に考えますが、この件について町長の見解をお伺いします。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

25年度、26年度についての「告発をすべき」だというような含みを持ったご質問でございますが、確証が持てないことについてご説明いたしましたとおり、確証の無いものを「告発」することは考えておりません。

また、二点目の私の責任といたしますか、無いように考えております。

#### ○2番（村上謙武）

町長からこの「告発」の件に関しては、前向きな答弁が得られないと言うことは非常に残念に感じております。

続いて、三点目の質問に関する再質問をさせていただきます。

前回のケースも含めて、職員が犯した犯罪行為に対する刑罰の必要性について、町長はど

ういう風に考えておられるのかなということ、見解をお聞きしたいということで三点目の質問をしたところであります。

前担当職員が犯したとされる違法行為は、決して刑罰を免れるような軽い犯罪行為であるとは到底考えられません。きちんと司法の判断によって刑罰が科せられるべき重いものであると、私はそう理解しております。

言うまでもなく、日本は法治国家です。罪刑法定主義の下、秩序ある社会が維持されております。これは、国民一人ひとりが法律を遵守し、もし仮に法律を犯した場合には司法の判断により、きちんと刑罰を受けるという前提のもとに維持される社会秩序でもあります。

そこで、町長にお聞きしますが、漁業集落の会計処理問題に対する町の一連の対応ですが、私には、そういった法令を遵守しているようには見えないのですが、なぜ町長は、そういった職員の犯した犯罪行為に対して、ちょっと言葉は悪いのですが「目をつぶる」ような対応をするのか理由をお聞かせください。

と言うのは、前担当職員が主担当であった平成25年度、26年度の問題はまだ解決されておられません。未解決の問題でありますから、今後の調査、結果しだいでは、また重大な責任を問われる事態も十分予想される訳でありますから、そういった職員に対する犯罪行為に対して、町長の対応について見解を具体的にお聞かせください。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

議員仰せのとおり、着服した事実は間違いないものでございまして、軽いとは考えておりません。これは同様な見解だと思っております。

ただ、それに対して刑罰が優先といいますか、最重要であると、個人的に思っております。当然、受けるべき罪の重さは自身が理解し、判断し、今後に生かしていただきたい。また、先ほども申し上げましたように、社会的な制裁、こういった都会とはまた違う、我々のこの島民としての暮らしも含めた社会的制裁を十分受けて反省していると考えています。

#### ○2番（村上 謙武）

前担当職員は懲戒免職となり、社会的に十分な責任を問われています。しかし、この町長の専権事項であります、この職員に対しての「懲戒の処分」と国の法律で定めている「刑罰」は別物ですので、そこをあんまり混同して、「十分反省している。」「着服した金額は全額返還した。」「社会的制裁を受けた。」なので告発しない。これはちょっと、やはり社会的通念、観念からすれば、住民が納得できない気持ちになるのではないかと。これは私もそういう風に感じております。

その辺は町長自身も、ある程度は理解されているのではないかという風には思っておりますが、行政が事業執行するには、こういった法律、条例、政令等の法令を前提にして、それを基準にしてあらゆる事業を行っているという風に私は理解しております。ですから、役場の皆さんも公務員ですから、事業するに当たってはこういった法令を根拠にいろいろ事業、仕事をされていると思うのです。ですから、こういった立場にある公務員は国の法令もきちんと遵守し、そういったところはきちんと守るといような姿勢を崩してはいけないという風に私は思っております。

これ以上、質問しても前向きな回答は無理かなと思いますので、これで質問終わります。

**○議長（米澤壽重）**

ただ今より、10時45分まで休憩といたします。

（本会議休憩宣告 10時30分）

**○議長（米澤壽重）**

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（本会議再開宣告 10時45分）

引き続き、一般質問を行います。

次に、4番：石橋 雄一 議員

**○4番（石橋 雄一）**

通告に従いまして、二点ほど質問をさせていただきます。

最初に、「第2次隠岐の島町総合振興計画の進捗状況」について伺いたいと思います。

本年2019年3月24日、町のふれあいセンターにおいて総合振興計画先進事例として、持続可能な地域社会総合研究所所長 藤山 浩氏により「隠岐の島町に人と仕事を取り戻す」と題された講演が行われました。又、5月23日から29日まで各地区において隠岐の島町振興計画策定に係わる「地区別意見交換会」が開催されました。計画策定工程表に従った実施で私も参加させていただきました。特に藤山氏の講演内容は大変素晴らしく、計画の内容に期待を持たせるものでありました。

以上を踏まえて伺いたいと思います。

現行計画の検証の進捗状況について、本年3月議会において私も質問いたしましたが、また地区別意見交換会の中でも指摘されていましたが、現行計画の検証は最初に出された工程表によると3月にアップする予定でしたが、遅れているとの3月議会での答弁であったと思います。進捗状況についてお聞かせ願います。

二番目に、工程表上では6月実施事項として基本構想、基本計画の検討となっておりますけれども、通常、計画というのは現状の問題点、反省点を踏まえて新たにステップアップしていくのが常ですが、検証作業が遅れている中で十分に現状の問題点、反省点を吟味して新たな段階に至っていけるのかどうか、期間が非常に短いのではないかと思います、その辺りの認識をお聞かせ願いたいと思います。

それから、先輩議員の質問にもありましたが、同時に新計画になる総合戦略の内容と進捗状況についてお伺いします。

平成31年度で総合振興計画同様、総合戦略も目標年度を迎えて新たに平成32年度から施行されることはご承知のとおりだと思います。総合振興計画は工程表、考え方などその内容は明示されているところですが、総合戦略はいくら探してもその辺りの内容が見れないということで、答弁上はいろんな意見を言われてますけれども総合振興計画同様、総合戦略も今後の隠岐の島町を形作る非常に重要な計画と認識しています。本年3月定例会に於いても一般質問の中に、同様の質問があったように記憶していますが、この内容について具体的にお聞かせください。

以上、三点について最初の質問です。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石橋議員の分割質問一点目、「第2次隠岐の島町総合振興計画の進捗状況」についてのご質問にお答えします。

まず、一点目の「現行計画の検証の進捗状況について」であります、現在、各役場担当部署に行ったヒアリング結果を基に、町民の皆様方を対象に実施いたしました「アンケート調査」の結果も参考にしながら検証作業を進めているところでありまして、近日中に、その結果を取りまとめる予定としております。

二点目の「工程表上における6月実施事項の基本構想、基本計画の検討は」とのご質問についてでございますが、当初お示した工程表より、策定作業に若干の遅れが生じてはいますが、議員仰せのとおり、私も、現状の課題点等について十分な精査を行った後に、本格的な策定作業へ移行すべきと認識しているところでございます。

三点目の「同時に新計画になる総合戦略の内容と進捗状況について」であります、今年3月の「施政方針」で申し上げましたように、「第2次総合振興計画」は、「次期総合戦略」の役割も兼ね備えた一つの計画として策定する予定としております。

現在、総合振興計画と同様に、現行の総合戦略につきましても検証作業を進めているとこ

ろでありまして、その結果を踏まえながら「まち・ひと・しごと創生法」第10条に基づく本町の具体的な施策を「第2次総合振興計画」の中に盛り込む考えとしております。

また、計画の策定にあたりましては、政府が今年12月の閣議決定を目指し検討を進めています「次期総合戦略」の動向に注視してまいりますと共に、今後、県の新しい総合計画・総合戦略として策定が予定されています「島根創生計画」との調整を図りながら作業を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。

#### ○4番（石橋雄一）

再質問をさせていただきます。

現状の進行している振興計画の課題点、問題点の部分なんですけど、旧計画には目標数値であったり、島内経済循環に対する考え方とか、こういった部分ていうのはあまりきちんとなされてなかったように記憶しております。

こういった非常に大事な問題が旧計画にはあったということで、これの本当にしっかりとした検証作業が必要だと思います。そのことをしっかり踏まえてから、新しい計画に。町長ご承知のとおりだと思いますけど、やっていただきたいということ、もう一つは、具体的にいつ取りまとめ作業が完了するのか、ということちょっと伺いたいと思います。

3月の議会の時に我々議会もこの策定作業について、意見を言いたいと、係わりたい、参加させろという風なことを言ったと思いますけれども、工程表によると9月議会の時にはもう基本構想とかできている状況になりまして、この検証作業の資料が我々はちょっとスルーされてしまうというか、見られない、しっかり意見が言えないという工程になっているのですが、これを何とか解消するあれはないのかなという風に思うのですが。

いつ具体的に見れて、いつ我々の側から言えるのかなと思っているのですが、そこら辺のところお教えいただきたいという風に思います。

もう一つは、総合戦略との役割も兼ね備えた計画ということですが、この予算の出どころがこの2計画は違うのではないかという風なことを・・・間違っていたらごめんなさい。何れも非常に大事な計画というところで、それぞれの考え方と計画はそれぞれ示されるべきではないかと思うのですが、この点についてはどのようにお考えか、お答え願いたいと思います。

#### ○番外（町長 池田高世偉）

再質問にお答えをします。

取りまとめ時期は、いつ頃になるかということですが、これにつきましては7月上旬に取りまとめをし、直ぐにお示ししたいと思っております。

二点目の議会への提示という部分になりますが、最終的な計画案については予定どおりに来年3月議会に諮りたいと。これは変えておりません。

議会の皆さん方につきましては、9月には基本的な事項をお示しして、それ以降にご意見を伺えればと思っております。出来るだけ早い時期に「総合振興計画」の骨子をお示しして、新年度の予算編成に臨みたいという基本方針は変わっておりませんので、9月議会をひとつの目途にしたいと思っております。

もう一つ、「総合振興計画」と「次期総合戦略」の役割を兼ね備えた計画という部分でございますが、今、予算の話をしました。予算的には何ら変わりはないですが、総合戦略の事業としてはこういう事業がありますというような、まとめ方はします。ここで一番は総合戦略で、当初から言っております人口減少問題。これは最重要課題でございますので、本町の新たな人口ビジョンや、それを実現するための仕事づくり、人の流れ、結婚・出産・子育て支援を中心とする一連の施策を、その「総合戦略」の部分で「次期総合振興計画」における基本計画の一つに盛り込んでいくという考えをお示ししたとおりでございます。

県では、新しい「総合計画」「総合戦略」として、「島根創生計画」を策定する予定としておりますが、考え方としては3編で構成される全体計画の中で第1編を「まち・ひと・しごと創生法」第9条に基づく島根県の「総合戦略」として位置づけるように伺っています。

ですから、私の町もですが「総合振興計画」の中に「総合戦略」を位置づけて入れたいと、県と同様な計画にしていきたいと思っております。

#### ○4番（石橋雄一）

検証作業の7月上旬のアップということで、是非とも期待しながら待っていたと思います。

続けて、二番目の質問「観光振興」について伺います。

昨年度は災害などの影響で観光客数がかなり激減したという風なこと、また宿泊施設、飲食施設の不足など多くの課題を残したのではないかと思います。それらを総括し、新たな年度に立ち向かっていくのが隠岐の島町「商工観光課」の使命だと考えております。これらを踏まえて伺いたいと思います。

「観光戦略推進会議」、昨年からしつこく聞いておりますが、昨年9月定例会において、同様の質問をし、開催が遅れ第1回目が9月になったと。来年度はこういったことがないよう、開催時期を早め年度当初から早めに開催したい旨答弁がございましたが、本年度の開催状況について伺いたいと思います。

昨年度の課題、問題点を受けて、新年度は商工観光課としてはどのような考えの下、観光行政に当たられているか、その辺の部分を少しお聞かせ願いたいと思います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、石橋議員の分割質問二点目、「観光振興」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の「観光戦略推進会議の実施」についてのご質問でございますが、本年度につきましては、7月に会議を開催する予定としておりますが、既に3月に令和元年度に向けての会議を行いまして、予算計上の状況や、実施主体、また今後の会議の在り方などについて確認を行っているところでございます。

二点目の「新年度の方針」についてのご質問でございますが、隠岐観光協会や隠岐の島町観光協会の昨年度の事業総括、または新年度の事業計画などを効率的な経済活動となるように、情報共有しながら取り組んでいるところでございます。

4月から5月の状況といたしましては、大型連休の影響もあり、飛行機また、隠岐汽船の利用状況も前年を上回る、まずまずの滑り出しではないかと分析をしております。基本的な考え方としましては、「島内消費額を増やす」「リピーターを増やす」その為には、島素材を活用した「着地型旅行商品」の企画開発を加速させ、「企画乗船券」などの体験メニューと組み合わせた滞在型観光を促進させてまいりたいと考えております。

併せて、喫緊の課題であります、ホテル、旅館などの人材不足や、レンタカーの予約が取れない、昼ご飯を食べるお店が少ない、といった町内での受入れ態勢の強化につきましても町観光協会、商工会に配置いたしております地域振興推進員などと連携を密にして、その対策について、対処してまいりたいと考えております。

観光協会、商工会、隠岐汽船や一畑トラベルサービスといった民間事業者とも常に情報を共有し、問題または目的意識を明確に持って、共に行動できるよう、引き続き進めてまいりますのでご理解をお願いいたします。

#### ○4番（石橋 雄一）

若干再質問をさせていただきます。

観光戦略推進会議の実施状況ですが、実施回数は確か年間4回程度という風に伺っておりますが、昨年度は何回開催したのかということと、観光協会と島観と町観の昨年度の事業総括があったという事ですが、どのような事業総括だったのか。分かっている範囲でいいの教えていただきたいということと、隠岐汽船の島外者の料金が昨年度アップしました。本年度も消費税の増税後にアップしたいという旨の話も伺っておりますが、国の国境離島特措法の

流入人口を増やして国境の活性化を図るという方針に対して、料金値上げというのはちょっと違う方向にいつているのではないかと、まあ様々な事情があろうかとは思いますが、この隠岐汽船の島外者に対する料金のアップについて、町長はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

再質問にお答えをいたします。

会議につきましては、9月、10月、3月の年間3回の会議を実施させていただいております。事業総括につきましては、議員からのご指摘もあったように、中国地方の災害等によって入込み客数は少なくなっているということは勿論ですが、今後どうするかという話しの中で先ほども申し上げましたが、目的は島内消費額を増やすこと、リピーターを増やすというこの2点に絞って観光メニューを考えて行こうということとして、総括の主な内容、総会の資料もございますし、提出ということになれば細かい概要もありますのでお示ししたいと思います。

島外者のアップですか、島外者につきましてはご案内のように、こちらから何度も国の方へ働きかけをしておりますが、「有人国境離島法」の適用はございません。その中であって、町民も島外者もですが、消費税アップにつきましては制度でありますので、民間会社としては取り組まざるを得ないと思っております。その値上げの時期等については、まだ示されておられませんので今後の話し合いといえますか、会社の方針によるものと思います。

#### ○4番（石橋 雄一）

隠岐汽船というのは民間と言えど、半官半民と言えらると思うのです。無くてはならない離島航路ですので、ここの路線が消費税が上がったからといって、民間の普通の会社だって消費税が上がったからといって価格に転嫁できない所は大変ですよ。消費税のアップというのは要するに中小企業を苦しめる法律なんです。

だから、隠岐汽船も民間とおっしゃるだったら「企業努力をもっとしろ」と私は言いたい訳なんです。その事に対して、町は「隠岐汽船、なんで上げるんだ」と「企業努力しているのか」という風な、町の側からの物言いもできるのではないかという事を言いたかった訳なんです。最後に、その辺について如何ですか。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

民間であります隠岐汽船のことをございます。私も消費税について「転嫁すべきでない」というような発言はできませんが、住民に対してその分はサービスという形で転嫁していくべきだというのは以前から申し上げておりますし、昨日も1時間ほど隠岐汽船の社長とお会

いして話をさせていただきました。広域4か町村の思い、また我が町、私の思い、サービスの話、消費税の話、今後の新造船の話等、いろんな面で申し入れもさせていただいておりますし、最終的に言うべきことは今後もきちんと行っていきたいと考えております。

#### ○4番（石橋 雄一）

以上で、終わります。

#### ○議長（米澤 壽重）

以上で、石橋 雄一 議員の一般質問を終わります。

最後に、9番：前田 芳樹 議員

#### ○9番（前田 芳樹）

それでは、早速でございますが質問に入らせていただきます。

まず一点目の「心身に障がいのある方の軽自動車税免除の申請手続き簡素化」についてでございます。

心身に障がいのある人に対する軽自動車税の免除措置は全国的にどこの自治体でも同様に行われています。平成27年4月1日以降に新車登録した660CC以下の軽自動車は年税額10,800円を、それ以前に新車登録した軽自動車は年税額の7,200円を、申請主義に基づき該当者が毎年申請をしてその年の税額免除を受けるとしてしています。そして減免を受ける場合には、「軽自動車税減免申請書」を書き、障がいの等級別内容が分かる各種手帳の写し、自動車検査証の写し、運転免許証の写しを添付して納付期限であります5月31日の7日前までに役場の担当窓口へ持参提出することが必要となっております。

現在、障がい者手帳4級で減免措置を受けている方からの声を行政に届けまして、免除申請の手続きの簡素化ができないものかお伺いをしたいと存じます。その方の弁によりますと「自分は金額がどうのではなく、申請主義であることも理解できるが、自分の身体のケアに日々苦勞してやっとな行動しているというのに毎年同じことを書いて、同じ書類を用意して役場の窓口へ毎年持参して提出しなければならない。初回の申請では持参提出は当然だとは分かっております。2年目からは同じことを書いて同じ書類を用意して毎回役場の担当窓口まで持参しなければならないということは簡素化できないものか。私と同様の心身の状態の人で同じように感じている方もいるのではないのでしょうか。

農業者年金では「現況届」を提出すれば、同じ書面を繰り返し提出しなくても自動継続となります。契約形態は違っても自動継続となる方式は民間ではほかにもたくさんあります。障がい者手帳の等級などが変動することはほとんどなく、運転免許証の返納や軽自動車

の登録の変更状況などは行政は把握できるはずですから、毎回同じことを書かせないように、毎年役場へ行かなくて済むようにならないものか、「不合理な部分があるように感じるので、腹立たしく感じると、できれば簡素化するなり改善して欲しい。」とのことでございました。

本町内でこの減免措置を受けている方が何人おられるのか私は把握してございませんが、障がいのある方々は健常者に比べて初めから不利でありますので手続きの簡素化を考慮してもよいのではないのでしょうか。それぞれの自治体に取り扱い措置に関する裁量の余地はあるようですから、「現況届方式」にするとか、限られた少数の該当者のもとへ職員が訪問して現況と意思を確認するとか、自動継続的にして社会的不利者に対する申請手続きの簡素化はできないものなのでしょうか。

町長の見解をお伺いします。

### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問一点目、「心身に障がいのある方の軽自動車税免除措置の申請手続き簡素化」についてのご質問にお答えします。

軽自動車税の減免につきましては、地方税法第454条及び隠岐の島町税条例第90条の規定により減免することができますことから、毎年4月1日の賦課後に、身体障がい者等手帳のほか、証明する書類を提示するとともに「申請書」を提出していただいております。

法の趣旨に基づき、毎年、申請をしていただく必要がありますので、議員ご指摘のような「自動継続的にして申請手続きを簡素化できないか」については、考えてはおりません。

しかしながら、申請の負担を少しでも軽減したいことから、前年に減免を受けた皆様に対し、申請書用紙、記入例等を同封したお知らせを4月上旬に送付し、遅延や忘れることが無いようにしております。今年度は115名の方にお送りいたしました。受付窓口も役場本庁だけでなく、支所、出張所でも受付けており、ご本人以外の方が持参されても良いことになっており、郵送での申請も受付けております。

また、書くことが困難な方につきましては、代筆も可能であり、身体障がい者等手帳の提示があり証明書類が添付できれば、住所、氏名のみ記入でも受付けておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

### ○9番（前田 芳樹）

一点だけ再質問をさせていただきます。

申請の負担を少しでも軽減したいと考えているという点は、何よりも思いますが、現状のまま「何もしない」というのは、少し理解しがたいものを感じます。例えば今後、本人か

ら「書面を受け取りに自宅に来てもらえませんか。」の要望があった時には、全域で115名の内の数人のことでもありますから、対応を検討して、ほんの少しでも改善努力をしてみる考えは持てないでしょうか。一言だけ町長の見解をお願いします。

#### ○番外（町長 池田 高世偉）

もう少しそういった方が出た場合に、家庭訪問してでの対応等も含めた何かしらの対応ができないかという質問だと思います。

やはり、皆さんも同様に気持ち的にはそうなんです、非常に難しい面がございます。申し上げましたように、我が町、「4月に皆さんに減免の手続きをしましょう」という案内をさせていただいているのも他の自治体にも無いことをやっておりますし、先ほどもご説明申し上げましたように、ご本人以外の方が持参しても「受付けます」と広く考えております、その点をご活用いただければと思います。

#### ○9番（前田 芳樹）

はい。次へまいります。

二点目の「観光スポットの整備促進」についてです。

全国どこの自治体でも観光振興を標榜しています。例に漏れず本町でも産業振興の大きな柱にしてきました。絶えず関連施設の整備に多大な投資をしつつ取り組んできたことも周知の事実であります。その際に本町一円に均衡ある投資がなされるべきではあるのは当然のこととあります。

ただ、ここへきまして島の玄関口と中心部には一極集中的に大きな社会資本の投下がなされるのに比較いたしまして、周辺地域といわれる地域には画期的なほどの観光施設の整備は見当たりません。島の西部・北部・東部の観光スポットも、来訪者がゆったりとくつろぎ、食を楽しみ、豊かな自然景観を満喫できるように、観光スポットそのものの魅力を高めて宣伝をする必要性があらうかと思われまます。島一円に均衡ある人の導線を築くことが肝要ではないでしょうか。施設が劣化した島の西部・北部・東部の観光スポットを毎年それぞれ1箇所ずつでも、本土の観光地並になるほどの整備をして行くような取り組みをしてはどうでしょうか。

具体例の一つといたしまして、今回は北部の「村上家隠岐しゃくなげ園」を取り上げて見たいところがございます。オキシクナゲは他地域には無い隠岐だけの貴重な固有種でありまして、高い山に自生し、美しい房状の花を豪華に咲かせます。それだけに古来より人々を魅了して止まず、昭和40年代までに乱獲の対象とされてしまいました。今では「鷲が峰」

の稜線りょうせんに大きな群落が残っているぐらいで希少となってしまったのでございます。

これをみかねた旧五箇村の元村長の村上八束氏が、絶滅をさせないために、オキシヤクナゲを観光資源にするために、昭和 50 年から 3 年かけて私財を投じて植栽したものでございました。以来、観光客の視線に耐え得る隠岐の重要な観光スポットとなってきたのでございました。

私は、昭和 52 年に杉の大木を業者に伐採させて造園中の現場で村上八束氏から直じかにその構想を聞きご苦労のほどを見ておりました。

昭和 53 年から現在まで多数の観光客が訪れて、本町の観光スポットとしての役割りを立派に果たしてきたものでございました。村上八束氏の目に狂いはなかったことでもあるのです。

ところが、ここへきてこの「村上家隠岐しゃくなげ園」の存続が危惧される事態となっているというのです。後継者も高齢化と共に手入れ作業が追いつかず、地域おこし協力隊員 OG が一人ボランティアで頑張っただけ協力してはいるのでありますが限界があるようでございます。シャクナゲは咲き終わった花の房を摘み取らなければ、脇芽が出ず翌年に多くの花は咲かない性質がございませぬ。

膨大な数の花の房を摘み取る労力も無く費用も出せず、遊歩道や施設の老朽化で多額な改修費が必要となっているが個人所有の個人経営では費用調達もままならないといひます。次第に荒廃して行かざるを得ない状況下にありまして、このままでは貴重で魅力ある観光スポットが早晩そうばん失われてしまうことにもなるのです。

島根県内で 10,000 本以上のしゃくなげ園は他に 1 箇所あるそうですが、それは本土のシャクナゲで隠岐のものとは異種でありまして、花の魅力は異物でございませぬ。隠岐の固有種であるオキシヤクナゲが大木で 10,000 本以上も植わった大きな群落まじかが間直で見られるスポットは他の何処にもございませぬ。それだけに貴重で観賞価値があると思ひます。

花は人の心を和ませます。大根島は花で観光振興を成功させ、島の経済を成り立たせています。本町は「村上家隠岐しゃくなげ園」を大切にすべきではないでしょうか。

結論といたしまして、まず、島の玄関口や中心部に一極集中的になるのではなく、西部・北部・東部も同時に観光スポットそのものの整備に取り組むべきではないでしょうか。

また、北部の具体例のひとつとしての「村上家隠岐しゃくなげ園」は、その修繕や整備をして観光振興に、より活用する方策を考えては如何でしょうか。

それには、個人所有である物件に公費を充てるには難がありますので、買い取りができれば

ばよいのですが、それができないのであれば可能な限り長期間の賃貸借契約を繰り返し結んでも町営にするとか、遊歩道や休憩所を改修し快適な施設へ整備する、アクセス進入路をより整備する、宣伝をもっと広く多くする、労務体制を整えて花摘み手入れ作業を毎年できるようにする等があるかと思われまます。

折角の観光スポットを荒廃させてしまつては取り返しがつきません。今の段階で改修整備すれば格段に活用できる要素はあると思われまます。「村上家隠岐しゃくなげ園」の整備に主体的な行政措置を取る考えは持てないのでしょうか。

これら二つの点について、町長の見解を伺います。

### ○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問二点目「観光スポットそのものの整備促進」についてのご質問にお答えいたします。

まず、一点目の「島の西部・北部・東部も均衡ある整備を促進するべきではないか」についてであります。ジオサイトを始めとする景勝スポットにつきましては、島内での配置バランスに偏りがあるとは思っておりませんが、町営また民間が管理運営しているホテル、飲食店、休憩所や公衆トイレなども含めまして、経年劣化が著しく進んでいることにつきましては、議員仰せのとおりでございます。

今、本町の喫緊の課題は、インフラの長寿命化と併せ、事業承継や人手不足による受け入れ体制の再構築であると考えております。トイレの洋式化などニーズに応えられるよう、できるところから優先順位を整理して対応しているところではあります。今後につきましては、今まで以上に、宿泊キャパ及び人材確保の問題、また施設修繕や整備計画とのバランスなど、幅広く町内全体を点検し、今から将来に向けて、中長期的な目線を持って、何が最優先事項であるか見極めながら検討し必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

二点目の「北部の一例『村上家隠岐しゃくなげ園』を行政が主体的に整備できないか」についてであります。議員仰せのとおり、村上八束元五箇村長がオキシクナゲを自宅裏山に私費を投じて整備されたものでございます。当時の旧五箇村が平成元年度に自然の生態を生かし、自然環境の中でふれあいを作るとともに、観光の目玉としてシャクナゲを植栽し、階段・通路、散水施設、東屋、ベンチ、トイレなどを整備し、しゃくなげ園の拡充に取り組んでまいりました。

現在は、管理作業の摘花には、シャクナゲの花を利用したお菓子を製造しておられる方々

ご近所の方々、近年は地域おこし協力隊などがボランティアで作業をお手伝いしておられるのが現状でございます。

ご質問の「主体的な行政措置について」でございますが、現段階では、将来の管理運営のあり方などについて、行政が主導するようなやり方は今のところは考えておりません。今後、町としてどのような支援ができるのか模索してまいりたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**○9番（前田芳樹）**

「模索してまいりたい。」と、模索という言葉は力感が不足しているように感じます。島の観光スポットの整備促進は、行政が主導的に取り組まざるを得ないのではないのでしょうか。後は次の機会に譲るといたしまして、以上で終わります。

**○議長（米澤壽重）**

以上で、前田芳樹議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は、全て終了いたしました。

6月24日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日は、これにて散会します。

（散会宣告 11時31分）

以下余白